

PaySpreme 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(1/2)

(1) 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

株式会社NTTデータ(東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル)

(2) 電子決済等代行業者の権限に関する事項

当社は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、金融機関を代理する権限を有しません。

(3) 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

当社は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者と当社間の契約(以下「利用契約」と言います。)に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用契約に基づき、利用者に対し、利用者に生じた損害を賠償いたします。

(4) 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

株式会社NTTデータ PaySpreme問合せ窓口

payspreme@kits.nttdata.co.jp

(5) 登録番号

関東財務局長(電代)第116号 (2023年6月1日登録)

(6) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

利用者から当社に対してお支払頂くべき手数料はありません。

(7) 法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

加盟店が指定する上限額、若しくは利用者本人が指定する上限額のいずれかとなります。

(8) 利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)

該当ございません。

PaySpreme 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(2/2)

- (9) 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合には、その旨

当社は、本サービスの提供にあたり、利用者から識別符号等を取得します。

(10) 金融機関との契約内容

金融機関様との契約内容については、以下をご確認ください。

金融機関との契約内容の一部の公表

銀行法第52条の61の10第3項に基づき、金融機関との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表致します。

1. 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における、当該損害についての金融機関と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

PaySpremeサービスに関して、利用者に損害が生じた場合、当社が損害を賠償します。

2. 当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に金融機関が行うことができる措置に関する事項

当社は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ、金融機関が定める接続基準に従って適切に取り扱い、これを安全に管理します。

金融機関は、当社がかかる措置を行わない場合、サービス停止等の措置を行います。

3. 当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関が行うことができる措置に関する事項

当社は、電子決済等代行業再委託者に対して、自らが金融機関に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負います。

金融機関は、当社がかかる措置を行わない場合、サービス停止等の措置を行います。